

2024年6月

Contents

- I. 【チリ】AI 規制法草案の作成
- II. 【アルジェリア】UBO 制度の導入
- III. 【シンガポール】ACRA 登録・規制強化関係の法改正案

I. 【チリ】AI 規制法草案の作成

1. はじめに

2024年5月7日、AI 規制法の草案(「AI 規制草案」)¹がチリの下院に提出された。AI 規制草案は25の定義語(3条)と8の基本原則(4条)を定めるとともに、以下の構成で全31条を定めている。本稿ではAI 規制草案の要点について簡潔に紹介する。

- 第1章 基本原則(1条から5条)
- 第2章 許容できないリスクのAIシステム(6条)
- 第3章 高リスクのAIシステム(7条から10条)
- 第4章 限定的なリスクのAIシステム(11条及び12条)
- 第5章 深刻なインシデント(13条)
- 第6章 ガバナンス(14条及び19条)
- 第7章 革新支援の手段(20条及び22条)
- 第8章 秘密保持、違反行為及び制裁(23条及び29条)
- 第9章 最終規定(30条)
- 第10章 他の法体系の修正(31条)

2. AI 規制草案の要点

(1) 目的及び適用範囲

AI 規制草案では、規制の目的は、AI システムの創造、発展、革新及び活用を促進するとともに、民主主義の

¹ AI 規制草案の原文は[こちら](#)から確認可能である。

原則、法治主義及び基本的人権を尊重することにある(1条)。適用範囲についての定めもあり(2条)、チリ非居住者であっても、チリ国内での AI システムをチリの市場に紹介し又はチリで利用可能にする場合には AI システムの供給者に適用がある。また、AI システムから出力された情報がチリ国内で利用される場合には、非居住者である供給者又はユーザーのいずれにも適用がある。一方で、適用対象外となる場合についても定めており(2条)、AI システムを市場に紹介し又は利用可能にするのに先立つ AI システムに関する調査、実験及び開発は原則として規制の対象外とされている。このように、規定上はいわゆる域外適用を一定程度広範に定めている印象であり、また、AI システムの市場への紹介は適用の有無の分水嶺であるところ、どのような場合に「AI システムをチリの市場に紹介し」と評価されるのかが明確でないこともあり、今後の議論が注目される。

(2) 規制内容

AI 規制草案では、EU の AI 規制の枠組み²と同様のリスクベースのアプローチを採用しており、具体的には、リスクのレベルに応じて AI システムを(i)許容できないリスクの AI システム、(ii)高リスクの AI システム、(iii)限定的なリスクの AI システム及び(iv)明らかなリスクのない AI システムの 4 類型に分類している(5条)。

許容できないリスクの AI システムとは、基本的人権の保障に抵触する AI システムであり、例えばサブミナル効果その他の人間の知覚不能な技術を用いて他者をコントロールするもの、未成年者等の一定の属性の者を搾取するもの及び偏見や不当な差別につながる人の評価又は分類を目的とするもの等が含まれる(6条)。許容できないリスクの AI システムの提供等は禁止される(5条)。

高リスクの AI システムは、人の健康・安全、基本的人権及び環境等に悪影響を及ぼし得る AI システムである(7条)。高リスクの AI システムは、リスク管理、データガバナンス、セキュリティに関する記録システムの構築及び透明性確保等に関する各種の規制に服する(8条)。

限定的なリスクの AI システムは、他者のコントロールや欺瞞等の著しいリスクが存在しない AI システムである(11条)。限定的なリスクの AI システムは、明瞭な情報提供をすることにより透明性を確保すること等の規制に服する(12条)。

明らかなリスクのない AI システムは、(i)許容できないリスクの AI システム、(ii)高リスクの AI システム及び(iii)限定的なリスクの AI システムのいずれにも該当しない AI システムである(5条)。AI システム一般に適用のある規制には服する一方で、上記の 3 類型に適用されるような上乗せの規制の対象にはならないようである。

(3) 当局

管轄当局は科学技術知識革新省(*Ministerio de Ciencia, Tecnología, Conocimiento e Innovación*)である(14条及び 30条)。同省に助言を行う諮問機関であり、AI システムの分類や関連するガイドラインの策定等に関する AI 技術諮問機関(*Consejo Asesor Técnico de Inteligencia Artificial*)が新設される(14条及び 15条)。加えて、個人データ保護法の改正により新設されるデータ保護当局³が主にインシデント発生時の報告受理、遵守状況の監督及び違反行為に対する処分を担当する(13条、19条及び 26条等)。

3. AI 規制草案の評価

AI 規制草案は AI がもたらす問題やそれに対する懸念に対応するための合理的な内容の規制であるといえる。

² EU の AI 規制の枠組みについては[こちら](#)をご参照。

³ 個人データ保護法の改正とデータ保護当局の新設については[こちら](#)もご参照。

また、AI システムの創造、発展、革新及び活用を促進するとともに、民主主義の原則、法治主義及び基本的人権を尊重することを目的にこのような法律の草案が早期に作成され下院に提出されるに至ったことは、チリにおける一層の人権意識の高まりと民主主義・法治主義国家としての安定の証左とも評価できる。

【チリ】
弁護士 西山 洋祐

II. 【アルジェリア】UBO 制度の導入

1. はじめに

近年、海外ではマネーロンダリング防止等の目的で、実質的支配者(ultimate beneficial owner) (「UBO」)の登録制度が導入されており、日本企業が海外企業を買収する場合などにおいても、当該買収後に買収者・投資家側の情報を実質的支配者として現地の関連当局に対して登録することが求められる場合がある(「UBO 公開登録制度」)。

この点、アルジェリアでは、2023 年 11 月 30 日、UBO 公開登録制度に関する施行規則(Executive Decree No. 23-429) (「本施行規則」)が公布されたため、本稿では、本施行規則について、紹介したい。

2. UBO 公開登録制度について

本施行規則の下、アルジェリアでは、商業登記所(National Center of the Commercial Register)に対して UBO を登録することが必要となった。なお、本施行規則は、アルジェリア法の下で設立されたあらゆる法人に適用される。また、本施行規則の公布前に設立されている法人については、2024 年 11 月 30 日までに UBO を登録する必要がある。

3. UBO の決定基準について

本施行規則の下では、UBO の決定基準として、アルジェリア法の下で設立された法人に対して直接又は間接的に資本又は議決権の 20%以上を保有する自然人を UBO とすると規定されている(「第 1 基準」)。

もともと、第 1 基準を用いた場合においても UBO を特定することが困難な場合には、経営機関(株式会社における取締役会など)に対して直接又は間接的にコントロール権限を有する自然人を UBO とするものと規定されており、これには、総会機関(株式会社における株主総会など)を通じて経営機関のメンバーの過半数の任免権を有する権限を有する自然人も含まれる(「第 2 基準」)。

なお、上記の第 1 基準及び第 2 基準を用いても UBO を特定できない場合には、当該法人の法定代表者が UBO となる。

4. UBO の登録手続について

UBO の登録については、当該法人の設立後 1 か月以内にこれを行う必要がある。また、当該法人又はその UBO に関する情報に変更があった場合には、当該変更が生じた日から 1 か月以内に当該変更に係る登録を行う必要がある。

加えて、当該法人を解散した場合であっても、当該解散から 5 年間、暫定的な UBO を登録する必要がある。

5. まとめ

以上より、本施行規則の下、アルジェリアにおいても UBO 公開登録制度が導入された。アルジェリアにおいて新規に会社を設立する場合はもちろん、上述のとおり、既存の会社においても 2024 年 11 月 30 日までに UBO を登録する必要がある点に留意が必要である。

III. 【シンガポール】ACRA 登録・規制強化関係の法改正案

1. はじめに

2024年5月7日、ACRA登録・規制強化関連の法改正案(以下「本改正案」)⁴が議会で提出された。本改正案は、順調にいけば、次回の議会で成立する見込みである。

本改正案では、(i)シンガポール会計企業規制庁(以下「ACRA」)と事業者間の連絡の電子化、(ii)ACRAに提出される情報の正確性を高めるための規制強化、及び(iii)外国会社の財務報告要件の簡素化が実現される予定である。

2. 経緯

ACRAは、2021年12月から2022年1月までにかけて、シンガポールのビジネス環境に関連する複数の法律の改正案(本改正案を含む。)に関して一般市民から意見を募集した⁵(以下「第一回意見公募」)。

第一回意見公募で集まったフィードバック⁶に基づき、シンガポール財務省(以下「MOF」)及びACRAは、2024年3月、本改正案(会計企業規制庁法及び会社法の改正案を含む。)について二度目の意見公募⁷を実施した。フィードバックに対するMOF及びACRAの回答は同年4月に公表されたが⁸、本改正案に変更はなかった。以下、本改正案で企図されている変更点について解説する。

3. 本改正案の主な変更点

(1) ACRAと事業者間の連絡の電子化

本改正案では、事業者、法人の役職者、株主及び構成員に対し、最新のメールアドレスをACRAに登録するように義務付け、召喚状を除くあらゆる法定の通信及び通知をBizFile+(シンガポールにおける登記情報を参照するポータル)上の保護されたデジタルメールボックスで送付・閲覧できるようにする。デジタルメールボックスにアクセスできるのは、許可された個人に限定される(Singpass又はCorppassで認証)。

また、日系企業におかれては、MOF及びACRAが意見に対する回答の中で、外国籍の職員及び株主であっても、デジタルメールボックスへのアクセス権限を付与すれば、デジタルメールボックス内の書類及び情報にアクセス可能であると明らかにしている点に留意されたい。デジタルメールボックスへの通知及びアクセス方法につい

⁴ [https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/bills-introduced/acra-\(registry-and-regulatory-enhancements\)-bill-17-2024.pdf?sfvrsn=a06a5608_1](https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/bills-introduced/acra-(registry-and-regulatory-enhancements)-bill-17-2024.pdf?sfvrsn=a06a5608_1)

⁵ [Public Consultation on Proposed Legislative Amendments Relating to Data, Digitalisation and Corporate Transparency for a Trusted and Vibrant Business Environment in Singapore](#)

⁶ [Response to Public Consultation on Proposals Relating to Personal Data Collection and Use, Filing Convenience and Digital Correspondences and Other Proposed Amendments](#)

⁷ [Public Consultation on Proposed Legislative Amendments Relating to Digital Communications and Regulatory Enhancements](#)

⁸ [Summary of Responses to Consultation Feedback on Digital Communications and Regulatory Enhancements](#)

ては、今後 ACRA が発表する予定である。

(2) ACRA に提出される情報の正確性を高めるための規制強化

本改正案により、ACRA は、特定の政府機関及び特定の非政府事業体から情報を取得し、当該情報を使用する権限を付与される。情報を収集することで、個人が取引を登録する際に再度データを入力する必要がなくなり、提出要件を遵守したとみなされるため、提出作業の利便性が向上し、正確性を確保できる。また、ACRA は、登記簿の維持、訂正又は更新、執行若しくは規制の実施、及び取締役登録において、会社法の規定により取締役資格を失った個人の資格喪失状況を反映する目的でも当該情報を使用する。

(3) 外国会社の財務報告要件の簡素化

会社法において、「外国会社」は、(a)シンガポール国外で法人化された、又は(b)法人ではなく、シンガポール国外に本社若しくは主たる営業所を有する事業体と定義されており、本改正案により、会社法に基づき登記された外国会社について、下表のとおり財務報告要件が簡素化される。

上場／非上場	財務諸表がシンガポール会計基準 ⁹ と実質的に類似している会計基準に従っているか	財務諸表が設立準拠地の会計基準に従っているか	報告対象の財務諸表
シンガポール又は海外で上場している外国会社			外国企業が上場している取引所に適用される上場規則に従い作成された財務諸表
非上場の外国会社	従っている場合		シンガポール会計基準と実質的に類似している会計基準に従った財務諸表
	従っていない場合	従っている場合	外国会社の設立準拠地で適用される会計基準に従った財務諸表
		従っていない場合	

4. まとめ

本改正法案は、ACRA との連絡の電子化、ACRA への提出作業の利便性・情報の正確性の向上、及び外国会社の財務報告要件簡素化により、シンガポールの企業規制制度を従前以上に合理化することを目的としている。本改正法案が施行されれば、シンガポールの国内会社及び外国会社は、関連する手続の効率性の向上を期待できる。

【シンガポール】
弁護士 高橋 玄
弁護士 ジェスリン コー

⁹ ACRA が会計基準法セクション 4(1)に基づき任命した委員会である会計基準委員会が制定・策定した会計基準をいう。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com